

新たな取組方針の策定について

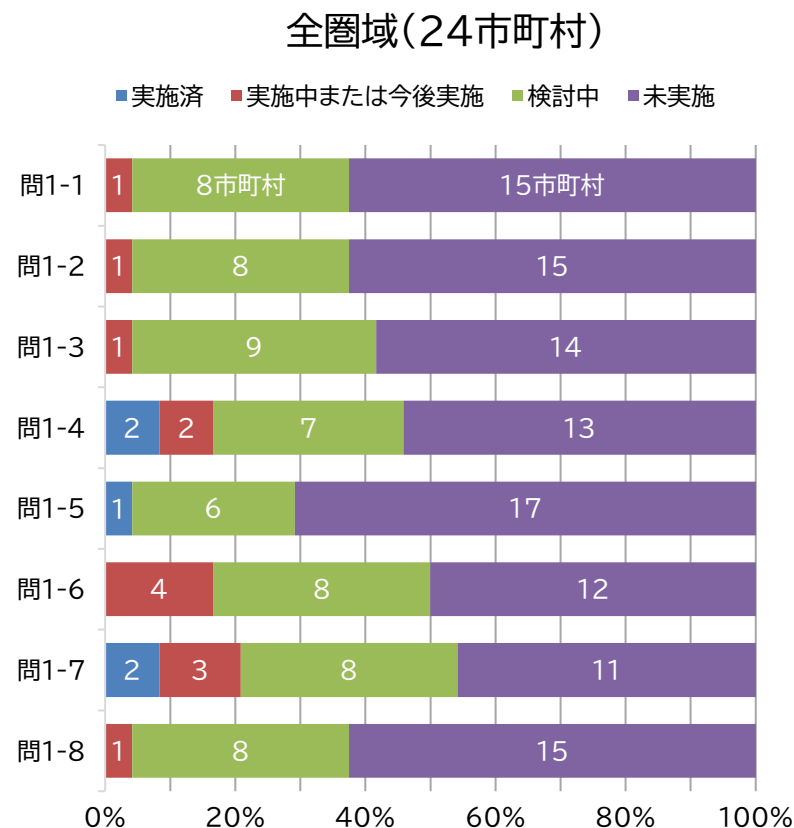
1. R4以降の取組方針の策定に向けたアンケートの結果について
2. 「流域治水」と水防法の改正
3. 新たな取組方針の策定について

1. R4以降の取組方針の策定に向けたアンケート(R3.3.2)の結果について

5か年の取組の終盤を迎え、市町村の実施項目のうち、あまり取組が進んでいない項目を対象に状況を確認するとともに、今後の新たな取組を検討する上での参考とするため、4圏域計24市町村を対象にアンケートを実施

【問1】 実施状況

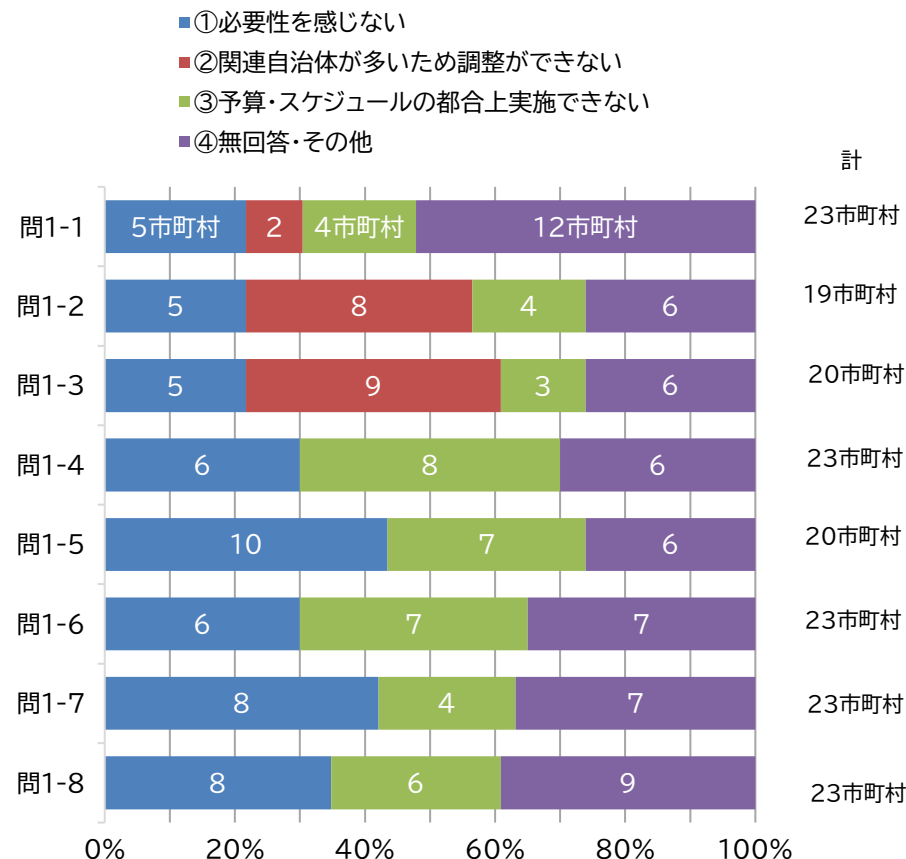
	上段：主な取組項目 下段：実施事項
問1-1	ICT等を活用した洪水情報の提供 マスメディアと連携して点検会議を開催
問1-2	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等 隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等
問1-3	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等 市町村の枠を超えた避難を検討し広域避難計画を策定
問1-4	応急的な退避場所の確保 緊急的な避難先を確保する必要がある地域における退避場所の整備
問1-5	河川防災ステーションの整備 河川防災ステーションの整備
問1-6	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
問1-7	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 委託業者との協定締結
問1-8	浸水被害軽減地区の指定 浸水被害軽減地区の指定



未実施が5割超。検討中を含めると8~9割で実施時期が未定

【問2】 検討中または未実施の理由

	上段：主な取組項目 下段：実施事項
問1-1	ICT等を活用した洪水情報の提供 マスメディアと連携して点検会議を開催
問1-2	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等 隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等
問1-3	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等 市町村の枠を超えた避難を検討し広域避難計画を策定
問1-4	応急的な退避場所の確保 緊急的な避難先を確保する必要がある地域における退避場所の整備
問1-5	河川防災ステーションの整備 河川防災ステーションの整備
問1-6	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
問1-7	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 委託業者との協定締結
問1-8	浸水被害軽減地区の指定 浸水被害軽減地区の指定



- ・全項目について、2～3割の市町村では各地域の状況により必要性を感じていない
- ・「広域避難体制の構築」では、約4割で市町村間の調整が困難な状況
- ・「退避場所」「防災ステーション」「排水施設」など施設等の整備を伴うものは3～4割の市町村で予算等の面から実施が困難な状況

【問2】 検討中または未実施の理由「その他」

	上段：主な取組項目 下段：実施事項	「その他」の回答(主なもの)
問1-1	ICT等を活用した洪水情報の提供 マスメディアと連携して点検会議を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「点検会議」の具体的な内容が不明 ・実施主体は市町村というより河川管理者ではないか ・今後、必要に応じ検討
問1-2	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等 隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先市町村や関係機関との調整が多岐にわたるため、被災市町村だけで検討・実施するのは困難。広域的な調整を担う県が音頭を取って進めてほしい ・検討のための時間と職員が不足 ・今後、必要に応じ検討
問1-3	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等 市町村の枠を超えた避難を検討し広域避難計画を策定	
問1-4	応急的な退避場所の確保 緊急的な避難先を確保する必要がある地域における退避場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・検討のための時間と職員が不足 ・今後、必要に応じ検討
問1-5	河川防災ステーションの整備 河川防災ステーションの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者が整備すべきではないか ・今後、必要に応じ検討
問1-6	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者(国・県)との調整が難しい ・今後、必要に応じ検討
問1-7	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 委託業者との協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような業者を選定すればいいかわからない ・今後、必要に応じ検討
問1-8	浸水被害軽減地区の指定 浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の浸水情報等が不足しているため判断が困難。国や県に支援(情報提供、予算)の検討をお願いしたい。 ・検討のための時間と職員が不足 ・今後、必要に応じ検討

- ・「基礎情報やマンパワーの不足」または「関係機関との調整」といった面から取組が進まない状況にある
- ・一方、現時点では必要性を感じていないところもある(=選択肢①と同じ)

**【問3】 各自治体が新たに実施する(したい)取組
または圏域全体で関連自治体が連携して実施したい取組について(選択肢・複数回答可)**

	取組項目(案)	件数	比率
1	夜間時の急激な水位上昇を想定した避難指示等のタイミングに関する勉強会および訓練の実施	16	25%
2	浸水想定区域が作成されていない支川等地域への情報提供体制の検討	13	21%
3	構築済みの防災メールの登録者増に向けたPR強化	8	13%
4	地域包括支援センターおよびケアマネージャーへの研修でのハザードマップ等の説明	7	11%
5	急激な水位上昇を踏まえたタイムラインの改善	6	10%
6	教員を対象とした講習会の実施	4	6%
7	協定業者等による水防実施体制の検討・構築	3	5%
8	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	2	3%
9	浸水想定区域に応じた水害版BCPの検討	2	3%
10	市町村作成済みのタイムラインをダム洪水調節機能を踏まえたタイムラインへ更新するための調整	1	2%
11	流域内の企業等における危険物質等の流出可能性の把握と、必要に応じた防止対策措置指導	1	2%
12	緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	0	0%
13	過去に起きた自然災害の情報を伝える「自然災害伝承碑」への登録	0	0%
14	外国人向け防災メールの登録推進に向けてPR強化	0	0%
15	水害リスクを踏まえた立地適正化計画及び防災指針の検討	0	0%
		63	100%

(自由回答)

- 小河川に対し簡易型水位計の暫定水位を活用した避難勧告等判断マニュアルの策定

【問4】 防災担当職員として、圏域の洪水に対して不安に思っていること等(自由記載)

避難所の確保や住民・要配慮者の避難に関する不安・懸念

- 近隣避難所の収容可能人数が不足しており、洪水が発生した場合、他の地区にある避難所に避難しなければならなくなることから、その避難所までの移手段の確保等について不安がある
- 地区によっては安全を確保できる場所までの移動距離が長く、要配慮者の避難について不安がある
- 広範囲が浸水想定区域となっていることから、避難情報の発令のタイミングと避難所の受入が可能であるか不安である
- 近年の異常気象(集中豪雨)による洪水リスクが高まっていることと、それによる、大雨の際の避難勧告発令判断など

出水時の対応に関する不安・懸念

- 河川のタイムラインが役場職員や住民に周知されていない
- 浸水想定区域が想定されていない小規模河川の大雨時の情報収集
- 洪水浸水想定区域が想定最大規模となった場合、広域避難が必要となるため、早期に隣接市町村との調整が必要
- 想定通りまたは想定以上の洪水が発生した場合、庁舎等が浸水し、災対本部が機能するか難しいこと
- 被災経験がないため、発災時にどのような対応に迫られるかが不透明。洪水発生時における県をはじめとした関係機関との連携方法についても同様
- 近年、洪水による災害が起きていないため、いざ災害が発生したときに対応できるか不安を感じる

その他要望等(水防訓練、「その他河川」の浸水想定、浸水リスクマップ、土地利用規制)

- 水防に関する知識や経験があまりないので、圏域で実施する水防訓練があれば、参加を検討したい
- 小規模河川の浸水想定区域の調査をお願いしたい
- 想定最大規模の浸水想定区域の公表により避難対象地区が大幅に拡大し、避難所の確保が難しくなっていることから、浸水想定区域を確率規模別に段階的に設定し、それに応じて避難指示を発令するなどの方針が示されると、円滑な避難指示の発表に繋がると考える
- 要配慮者利用施設等が、浸水区域に何の対策もせず新たに建設されるため、許可をしない、規制するなど何らかの対策を行えないか

【問5】 その他自由意見

重要水防箇所の合同点検、水防訓練に関する要望

- 県主導による重要水防箇所の合同点検を再開してもらいたい
- 国で実施している合同水防工法訓練のような合同での防災訓練を県主導で実施してもらいたい

取組の検討について

- 圏域内でも地勢が異なるため、施策を同列に検討することにやや無理があるのではないか
- 洪水による浸水が想定され難いことから、取組の検討や計画等の立案に苦慮している

情報共有について

- 河川改修が県事業として河川所管課で実施されているため防災担当では把握できない事がある

協議会の開催方法・内容について

- 防災部局はただでさえ業務量の多い中、内容の割に事務が煩雑で、非常に負担と感じており、事務の簡略化を強く要望したい
- 協議会は首長対象となっているが、ほとんどが代理出席である現状を踏まえると担当課長レベルとしても良いのではないかと考える
- 現状、各市町村の取組状況を報告するための協議会となっており、協議会の必要性について疑問を感じている(資料提供で十分でないか)

2. 「流域治水」と水防法の改正

(1)水防法の改正(令和3年7月)

「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」として以下の9法律が一体的に改正された(施行 R3.7.15/R3.11.1)

- ①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

目的 リスク情報空白域の解消

内容 想定最大規模の洪水に対応したハザードマップ作成エリア(洪水浸水想定区域)が従来の洪水予報河川・水位周知河川だけでなく、住家等の防御対象のあるすべての河川流域へ拡大



(2)「流域治水プロジェクト」の推進(令和2年度～)

令和2年度、国から今後の新たな治水対策として、流域内のあらゆる関係者の協働により対策を行う「流域治水」への転換が示され、関係者の各種対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し、ハード・ソフト両面から「流域治水」を推進していくこととなった

青森県では、二級水系 全79水系を対象として「流域治水協議会」を設置し、令和3年度内に全プロジェクトを策定

3. 新たな取組方針(R4~R8)の策定について

現行の取組方針

- H29 当初方針策定 取組期間 H29~R3
取組内容 (1)円滑かつ迅速な避難のための取組
(2)被害軽減のための取組
(3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
(4)河川管理施設の整備等に関する対策
- R 2 変更方針策定 「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定(H31)」を受けて取組を拡充

取組の実施状況や周辺状況の変化

- 進捗が図られている取組がある一方、なかなか進まない取組もある(特に、方針変更により拡充した取組)
- 取組が進まない要因には、「関係機関との調整が多岐にわたること」、「情報やマンパワーの不足」等がある
- 近年の頻発化・激甚化する豪雨等により水防対応や住民避難の面で不安・懸念がある
- ★ 青森県内の二級水系全79水系を対象として
「流域治水協議会」を設立し、流域内各関係機関のハード・ソフト対策からなる「流域治水プロジェクト」を展開
- ★ 水防法の改正により、洪水浸水想定区域及び洪水ハザードマップの対象河川が大幅増

課題

- 気候変動の影響により頻発化・激甚化する豪雨等に備えるため、**関係機関の連携による取組継続が必要**
特に、関係機関相互の連携・調整を図るためには**認識及び情報を共有しておくことが重要**
- 洪水浸水想定及びハザードマップなど、また**新たに取組むべき事項もある**

新たな取組方針

- ◎ 基本的に目標や内容は**現行方針(R2変更版)**を踏襲することとし、実施時期等について時点修正を行う
- ◎ 新方針の**取組期間は5年間(R4~R8)**
- ◎ 主にハード対策など「**流域治水プロジェクト**」で取組む内容は新方針から削除
(新方針は水防・避難に関する取組だけとするが、一部重複あり)